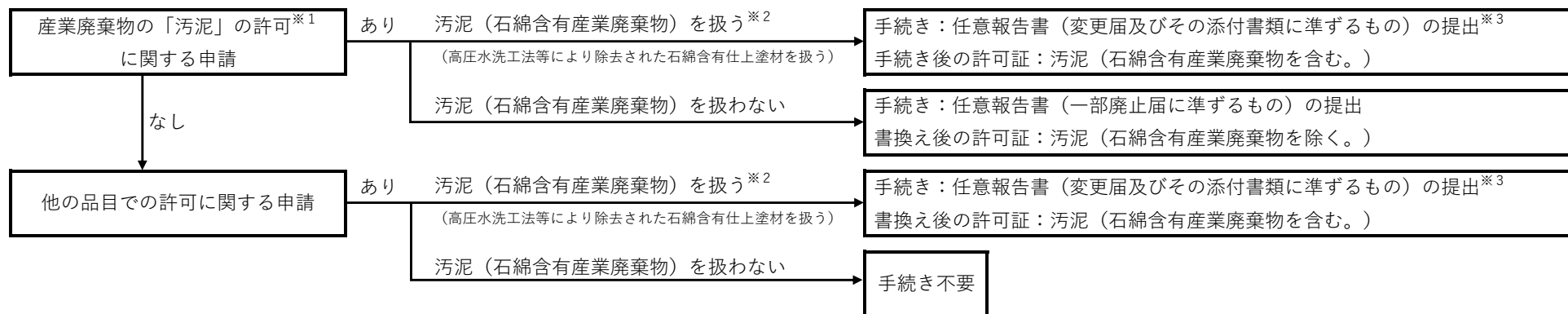
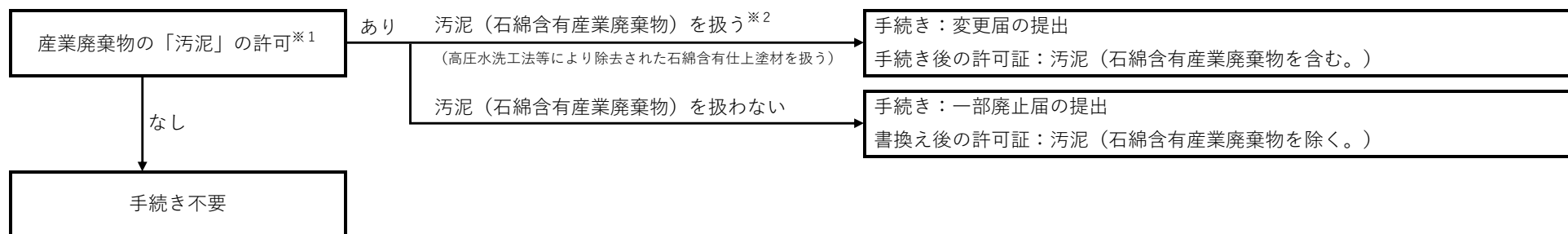


運用開始時に、新規許可申請、変更許可申請、更新許可申請 又は許可証の書換えを伴う変更届を提出している業者の手続きフロー

1 新規許可申請又は変更許可申請の場合



2 更新許可申請又は書換えを伴う変更届の場合



※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱う。

※2 通常、他の品目で石綿含有産業廃棄物の許可を持ち、さらに高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材を扱う者であるとする。

※3 任意報告書に係る添付書類は、内容に応じて申請中の書類と差し替え又は追加する。